

運 営 規 程

長 期 用

(介護老人福祉施設)

社会福祉法人 みやぎ会

第一章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人みやぎ会が開設する特別養護老人ホーム楽園が丘（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 要介護状態となった入所者が、可能な限りその施設において、その有する能力に応じ自立した生活が営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、入所者の心身機能の維持並びに入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ること。

2 入所者の状態をアセスメントし、状態に応じたサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を盛り込んだ施設サービス計画を作成し、入所者又は、家族に説明し同意を得ること。

3 この事業の提供にあたっては、親切丁寧に行なうことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービス提供方法と利用料金等について、理解しやすいように文書で説明し同意を得ること。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

5 地域社会への貢献活動をすすめ、介護保険制度の普及発展に寄与する。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行なう施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	特別養護老人ホーム楽園が丘（指定介護老人福祉施設）
所在地	宮城県刈田郡蔵王町宮字下別当 7 2 番地

第二章 職員の職種、員数及び勤務の内容

第 4 条 職員の職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1 名以上

入所者の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(3) 生活相談員 1 名以上

入所者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

居宅介護支援事業所、保健医療サービス、保険者等との連絡調整等を行う。

(4) 介護支援専門員 1 名

入所者の心身の状況、希望、生活環境を踏まえた施設サービス計画書を作成する。

(5) 介護職員 15 名以上

施設サービス計画に基づく入所者の日常生活の介護、援助を行う。

(6) 看護職員（兼務機能訓練指導員） 2 名以上

入所者の日々の健康管理、保健衛生上の指導や看護を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名

入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練や介護職員への指導等を行う。

(8) 管理栄養士 1名

入所者の摂食・嚥下機能、身体の状態及び、食形態、嗜好等にも配慮した栄養ケア計画の作成及び栄養相談を行う。

(9) 事務員 1名以上

施設の庶務及び会計事務を行う。

(10) 業務員 1名以上

入所者の送迎、車輛整備及び環境整備を行う。

第三章 利用定員

第5条 施設の定員は、50名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第四章 施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第6条 施設サービスの内容は次の通りとする。

- 2 介護支援専門員は、多職種と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。
- 3 施設サービス計画の作成後、施設サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 4 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴または清拭を行う。
- 5 入所者に対し、その心身の状態に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 6 オムツをせざるおえない入所者には、適切にオムツを取り替える。
- 7 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備する。
- 8 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 9 心身の状態等に応じて、日常生活リハビリや、レクリエーションを行う。
- 10 食事は、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供する。
- 11 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂等で行うように努める。
- 12 入所者の健康状態を常に把握し、疾病の予防並びに早期発見に努めると共に疾病者については、適切な措置を講じる。

(利用料その他の費用額)

第7条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

2 居住費 多床室 1日915円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載さ

れている負担限度額とする。

3 食費 1日 1,445 円

ただし、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

4 預り金管理料 1ヵ月 2,000 円

5 理髪料 調髪 1,500 円 顔剃 300 円

6 特別な食事 400 円

7 レクリエーション等 材料代

8 複写物の交付料 1枚につき10円

9 日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費となる。

第五章 サービス利用にあたっての留意事項

第8条 入所者とその家族は、指定介護老人福祉施設サービスを利用するにあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設内の他の利用者に迷惑をかける行為は行わないこととする。
- (2) 施設所有の設備及び備品は本来の用途に従って利用すること。
- (3) 施設内では、原則禁煙、禁酒とする。
- (4) 施設内及び送迎車の中で政治、宗教活動等は行なわないこと。
- (5) 緊急時や災害等の場合は、職員の指示に従うこと。

第六章 緊急時等における対応方法

第9条 施設サービスの提供中に、入所者の病状の急変等が生じた時は、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 施設は、速やかに入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

第七章 非常災害対策

第10条 施設は、想定される非常災害の種類ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- (1) 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得た上で、年2回以上実施する。
- (2) 地域住民との連携体制を確保するとともに、訓練への参加が得られるよう努める。

第八章 高齢者虐待防止に関する事項

第11条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置。
- (3) 職員に対する研修の実施。(年2回以上)
- (4) その他虐待防止のために必要な措置。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員による虐待を受けたと思われる入所者を発見

した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

（事故発生時の対応）

第12条 事故が発生した場合は、当該入所者の家族、主治医又は施設が定めた協力医療機関、各市町村へ連絡をおこなうとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- （1）事故発生防止の為の指針の整備。
- （2）事故発生の防止や対策の検討を行う委員会を設置し、検討内容や分析結果を職員に周知徹底する。
- （3）職員に対する研修会の実施。（年2回以上）

（身体拘束廃止に向けた取組）

第13条 サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わないものとする。ただし、入所者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体拘束を行う。

2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- （2）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。
- （3）職員に対する研修の実施。（年2回以上）

（衛生管理）

第14条 施設は、入所者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生または蔓延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- （2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- （3）職員に対する研修及び訓練の実施。（年2回以上）

（業務継続計画の策定等）

第15条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（認知症介護に係る基礎的な研修）

第16条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法

第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第1条 施設は職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修

（2）施設内研修 月1回

2 職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の同意を得るものとする。

4 サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

5 施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供が終了した日から5年間とする。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。